

経 第 1 2 4 号
令和 5 年 7 月 2 7 日

四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会
会長 太田 正 様

四街道市長 鈴木 陽介



水道料金のあり方について（諮問）

四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会条例第 2 条の規定により、適正な水道料金のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

本市の水道事業は、地下水を水源として昭和 37 年に給水を開始しました。市の人口増加に比例して水需要も急速に増加しましたが、昭和 49 年に千葉県環境保全条例により、本市を含む広範な地域が地盤沈下への対策として地下水採取規制地域に指定されたため、増大する水需要への対応及び長期的な安定水源の確保の観点から、昭和 60 年に印旛広域水道用水供給事業より浄水された表流水の受水を始めました。

令和 5 年度時点で給水している水のうち地下水割合は約 85%となっています。本市が保有する地下水源（井戸）19 本のうち 9 本は、暫定的な水源として地下水採取規制後にくみ上げを許可された暫定井戸であり、代替水源の確保をもって廃止する必要がありますが、水源の切り替えには多額の財源が必要となります。

一方、現行の水道料金は、平成 14 年 4 月 1 日に当時の物価や経営状況に基づいて改定したものであり、近年は、水需要の減少に伴う水道料金収入の減少、老朽化した施設の更新事業費の増加、水源の切り替えに伴う経費や電力単価の値上げ等により厳しい経営が続く中で、令和 4 年度決算では、平成 13 年度以来となる純損失を計上しています。

このような現状を踏まえ、市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインである水道事業を将来にわたって健全に経営していくため、適正な水道料金のあり方について諮問をするものです。